

暮らしお知らせ

☆は、行政情報端末機の番号です

お知らせ
生活・仕事相談をお受け
します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。
【要事前予約】

ター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目
1-16

FAX
0166-33-0021

メール
anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

■開催日時
1月11日(火)
2月8日(火)

①午前10時～10時50分
②午前11時～11時50分

■開催場所
総合福祉センター
「ハピネス」

申込期限
総合福祉センター
「ハピネス」

開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料 無料

■相談先・実施主体
自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセン

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に分かれています。土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握できますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の資産を申告する義務があります。

農耕作業用トレーラーの軽自動車税の課税

運転免許証更新時講習
(1月6日から2月3日まで)

駅前交流プラザよろーな

- 違反運転者講習(2時間)
1月13日(木)19時
2月3日(木)14時
- 初回更新者講習(2時間)
1月20日(木)14時
- 一般運転者講習(1時間)
1月6日(木)14時
1月20日(木)17時30分
2月3日(木)17時30分
- 優良運転者講習(30分)
1月6日(木)13時
1月13日(木)18時
2月3日(木)19時

下川交通防犯センター会場

- 優良運転者講習(30分)
1月17日(月)13時

■その他
相談開始時間確認のため、後日センターから電話連絡することがあります。

税のお知らせ
償却資産は申告が必要です

令和4年1月1日時点
で町内に償却資産を所有している人は、個人・法人に関わらず確定申告とは別に申告書を提出してください。前年度に申告した人には、12月下旬に申告書を送付いたします。また、新規に事業を開始した人などはお問い合わせください。

■償却資産とは
会社や個人が事業のために所有している土地や建物以外の資産です。具体的には構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具などがあります。

※軽自動車税の対象となるものは、償却資産の課税対象ではありません。

あつた農耕作業用トレーラーのうち、一部が軽自動車税(種別割)の対象となっています。

農耕作業用トレーラー(マニユアスプレッダ(堆肥散布機)、スプレーヤ(薬剤散布機)、ロールベーラー(集草機)、トレーラ(運搬車)等)が小型特殊自動車に該当する場合、トラクタやコンバインなどの乗用設備のある農耕用作業車と同様に公道走行の有無に関わらず、所有していれば軽自動車税の課税対象となり、手続きが必要となります。

大型特殊自動車に該当するものは、引き続き固定資産税の対象となりますので、償却資産の申告が必要です。新たに軽自動車税の登録の届出をした農耕作業用トレーラについては、償却資産と二重に申告することのないようお気を付けてください。

■お問い合わせ
税務・収納グループ
内線113・115
★41251103